

個人情報保護マネジメントシステム 個人情報開示等のご案内	文書番号	PMB-241	頁	1/5
	発効日	2007/12/18		
	改訂日	2022/7/1	版	1.2

## 個人情報開示等のご案内

本書は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律五十七号）（以下、「個人情報保護法」といいます。）にもとづき、当社が保有する社員（嘱託、アルバイト、パートを含む。）の保有個人データの開示、利用目的通知、訂正、追加、削除、利用停止、消去および、第三者提供記録の開示（以下、「開示等」といいます。）を請求される場合の手続きについて定めたものです。

### 1 総則

#### 1.1 開示等の窓口

開示等の申し出先は、問合せ・相談窓口（以下、「窓口」という。）とします。

##### 窓口の住所等

住所：東京都港区港南2-15-1

品川インターシティA棟26階

電話番号：03-5769-8011

FAX：03-5769-8019

メールアドレス：kojin\_madoguchi@cresco.co.jp

受付時間：10時から17時

#### 1.2 開示等の請求書の備え付け

窓口にて、個人情報開示等請求書（以下、「請求書」という。）を備え置きます。

なお、電子メール、電話、FAXによる請求書の交付請求も可能とします。

#### 1.3 開示等の請求方法

開示等を請求する場合は、以下のいずれかの方法で請求してください。

- (1) 電子メール
- (2) 電子申請（株式会社クレスコ取締役、従業員のみ可能な、所定の情報システムを用いた開示等の申出（以下、「電子申請」といいます。））
- (3) 来社
- (4) 郵送、FAX

#### 1.4 開示等を請求できる方

開示等の請求は、本項(1)から(3)に該当する方に限ります。

- (1) 個人情報を提供したご本人（以下、「本人」といいます。）
  - (2) 本人が未成年または成年被後見人の場合、法定代理人
  - (3) 本人が任意に委任した代理人（以下、「任意代理人」という。）
- なお、(2)および(3)を総称して以下、「代理人」といいます。

#### 1.5 本人確認方法

当社は、本人または代理人（以下、「請求者」といいます。）から開示等の請求があった場合には、次のいずれかの方法で本人確認書類をご提示いただき、請求者本人であることを確認

個人情報保護マネジメントシステム 個人情報開示等のご案内	文書番号	PMB-241	頁	2/5
	発効日	2007/12/18		
	改訂日	2022/7/1	版	1.2

させていただきます。

また、開示等の請求のためにご提供いただいた本人確認書類は、確認後、速やかに廃棄いたします。

(1) 電子メールおよび電子申請による請求の場合

請求書とともにご提供いただいた本人確認書類をもって、請求者本人であることを確認させていただきます。

ただし、請求日時時点で当社に在籍する社員が、当社ドメインの自らの電子メールまたは所定の電子申請により開示等を請求する場合は、本人確認書類の提出を省略することができます。

(2) 来社による請求の場合

ご提示いただいた本人確認書類をもって、請求者本人であることを確認させていただきます。

(3) 郵送、FAXによる請求場合

請求書とともにご提供いただいた本人確認書類をもって、請求者本人であることを確認させていただきます。

(4) 代理人が、本項(1)から(3)の方法で、開示等を請求される場合は、請求書に加えて、以下の書類をご提出・ご提供いただきます。

①法定代理人の場合

ア. 本人および代理人の本人確認書類

イ. 戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等本人と法定代理人の代理関係を示す書類の写し

②任意代理人の場合

ア. 本人および代理人の本人確認書類

イ. 委任状等本人と任意代理人の代理関係を示す書類

## 1.6 本人確認書類

本人確認書類は、下記の①～⑦のうち、任意とさせていただきます。

なお、各本人確認書類は、請求書に記載の注意事項に沿って確認させていただきます。

①運転免許証

②パスポート

③健康保険証

④障害者手帳

⑤印鑑証明書

⑥戸籍謄本

⑦在留カードまたは特別永住者証明書

## 1.7 手数料

(1) 当社は、開示等の請求にかかる手数料は無料とします。

(2) 本人確認書類・代理人との関係を照明する書類の取得に要する費用および当社への郵送料等の経費は、全て請求者の負担とさせていただきます。

個人情報保護マネジメントシステム 個人情報開示等のご案内	文書番号	PMB-241	頁	3/5
	発効日	2007/12/18		
	改訂日	2022/7/1	版	1.2

## 2 開示の請求

2.1 請求者は、窓口に対し、当社の保有データについて、請求書により、開示等の請求を行っていただきます。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に定める個人番号の開示等は対象外とさせていただきます。

### 2.2 請求書の記入事項

開示を請求される場合は、請求書の指定の項目に、開示を請求する個人情報等の必要事項を記入していただきます。

### 2.3 開示の方法

(1) 当社は、請求のあった個人情報に係る保有個人データが存在し、開示等を行う場合には、請求者が選択する開示方法（以下、「選択方法」といいます。）により、通知書および出力帳票その他書類等（以下、「通知書等」という。）作成し、交付します。

(2) 通知書等の交付は、選択方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合、その他の希望の開示方法の実施が困難である場合には書面の交付）に応じて、次のとおり実施します。

#### ① 郵送の場合

簡易書留郵便（代理人が申請した場合は代理人宛）にて郵送いたします。

#### ② 電子メールの場合

通知書等を電子データに換えて、電子メールにより送信いたします。

(3) 請求者は、当社が通知書等により開示した内容に異議がある場合は、通知書等を受領した日の翌日から7日以内に、理由を付したうえで当社窓口に対して開示を再請求することができます。

### 2.4 開示拒否

(1) 当社は、開示対象の保有個人データが個人情報保護法第28条第2項各に該当すると判断した場合は、該当する保有個人データの開示をいたしません。

(2) 当社は、開示請求された保有個人データが存在しない場合は、請求者に対し、開示を拒否することができます。

(3) 当社は、上記理由により、開示を行わない場合には、請求者に対し、本人確認のうえ開示しない理由を、選択方法により通知させていただきます。

## 3 利用目的通知の請求

3.1 請求者は、窓口に対し、請求書により、保有個人データについて利用目的の通知を請求することができます。

### 3.2 請求書の記載事項

利用目的の通知を請求される場合は、請求書の指定の項目に請求する利用目的に係る個人情報等の必要事項をご記入ください。

個人情報保護マネジメントシステム 個人情報開示等のご案内	文書番号	PMB-241	頁	4/5
	発効日	2007/12/18		
	改訂日	2022/7/1	版	1.2

### 3.3 利用目的の通知の方法

- (1) 当社は、請求に基づき利用目的の通知を行う場合は、通知書等を交付します。
- (2) 通知書等は、本人確認を行ったうえで選択方法により交付します。
- (3) 請求者は、当社が通知書等により開示した内容に異議がある場合は、通知書等を受領した日の翌日から7日以内に、理由を付したうえで、当社窓口に対し利用目的の通知を再請求することができます。

### 3.4 通知拒否

- (1) 当社は、通知請求に基づき保有個人データが個人情報保護法第27条第2項各号に該当すると判断した場合は、該当する保有個人データについて利用目的の通知はいたしません。
- (2) 当社は、利用目的の通知請求にかかる保有個人データが存在しない場合は、利用目的の通知はいたしません。
- (3) 当社は、利用目的を通知しない場合は、通知を請求する請求者の、本人確認を実施したうえで、通知しない理由を、選択方法により通知します。

## 4 訂正・追加・削除の請求

4.1 請求者は、窓口に対し、請求書により当社が保有する個人データについて、訂正・追加・削除（以下、「訂正等」という。）を請求することができます。

### 4.2 請求書の記載事項

訂正等を請求される場合は、請求書の指定の項目に請求する訂正等に係る個人情報等の必要事項をご記入ください。

### 4.3 訂正等の通知方法

- (1) 当社は、請求に基づき訂正等を行った場合は、通知書等を交付します。
- (2) 通知書等は、本人確認を行ったうえで選択方法により交付します。

### 4.4 訂正等拒否

- (1) 当社は、訂正等請求に基づき、保有個人データが以下に該当すると判断した場合は訂正等をいたしません。
  - ①保有個人データの内容が事実である場合
  - ②他の法令の規定により特別の手続が定められている場合
  - ③訂正等が利用目的達成に不要である場合
- (2) 当社は、訂正等を行わない場合は、訂正等を請求する請求者本人の、本人確認を実施したうえで、訂正等を行わない理由を、選択方法により通知します。

## 5 利用停止・消去または第三者提供の停止の請求

5.1 請求者は、窓口に対し、保有個人データについて、請求書により、利用停止・消去（以下、「利用停止等」という。）または、第三者提供の停止を求できます。

### 5.2 請求書の記載事項

- (1) 以下の違反を理由として利用停止等を請求する請求者は、請求書の指定の項目に請求する

個人情報保護マネジメントシステム 個人情報開示等のご案内	文書番号	PMB-241	頁	5/5
	発効日	2007/12/18		
	改訂日	2022/7/1	版	1.2

保有個人データ等必要事項をご記入ください。

- ①個人情報保護法第18条第1項または、第2項（目的外利用）
  - ②個人情報保護法第20条違反（不適正取得）
  - ③個人情報保護法第35条第5項（利用する必要がなくなった場合）  
（その他本人の権利または正当な利益が害される恐れがある場合）
- (2) 個人情報保護法第27条違反（同意なき第三者提供）、若しくは第28条違反（同意なき外国第三者提供）を理由として第三者提供の停止を請求する請求者は、請求書の指定の項目に請求する保有個人データ等必要事項をご記入ください。

#### 5.3 利用停止・消去または第三者提供の停止の通知方法

- (1) 当社は、請求に基づき訂正等を行った場合は、通知書等を交付します。
- (2) 通知書等は、本人確認を行ったうえで選択方法により交付します。

#### 5.4 利用停止等または第三者提供の停止の拒否

- (1) 当社は、5.2 請求書の記載事項に記載の個人情報保護法の各項に違反していない場合は、利用停止等または第三者提供の停止をいたしません。
- (2) 当社は、利用停止等または第三者提供の停止をする場合、違反を是正するのに必要な限度で行います。
- (3) 当社は、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合は、利用停止等又は第三者提供の停止を行いません。
- (4) 当社は、利用停止等または第三者提供の停止を行わない場合は、請求者本人の本人確認を実施したうえで、利用停止等または第三者提供の停止を行わない理由を選択方法により通知します。

## 6. 文書変更履歴

日付	版数	改訂理由	承認	作成
2007/12/18	1.0	-	-	-
2020/2/25	1.1	-	-	-
2022/7/1	1.2	-	-	-